

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション 等）
- b. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、生産工程等の脱・低炭素化 等）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

ホックグループの経営理念、ビジョンおよびサステナビリティ基本方針を踏まえたサステナビリティ調達方針、ホックグループ企業行動規範および同細則に基づき、取引先とのパートナーシップのもとサプライチェーン全体で社会的責任を果たし、持続可能な社会の実現に貢献します。

また、お取引先様とともに人権および労働環境や安全衛生に配慮した調達活動を行うため、ホックグループの各社が発注者となる取引に係るお取引先様（以下「サプライヤー」といいます）との間における取引価格の交渉については、次の方針により取り組みます。

- （1）継続的な取引を行うサプライヤーとの間においては、少なくとも年に1回以上、取引価格の妥当性についての意見交換を含めた協議の場を設けます。また、スポット取引等、1年以内に見積書の取得または価格に関する協議を行っていないサプライヤーへの発注前には、見積書を取得する等、取引価格その他の取引条件を合意したうえで発注します。
- （2）サプライヤーより原材料価格、エネルギーコスト・労務費の上昇等を理由に取引価格の引上げを求められたことを理由として、取引停止などの不利益取扱いを行いません。
- （3）原材料価格・エネルギーコスト・労務費の上昇等を理由とする価格交渉においてサプライヤーより提出を受けた取引価格の引上げに関する理由の説明や根拠資料、またこれらに基づいて提示し、希望される取引価格については、サプライヤー個別の非公表情報によらずとも、最低賃金の上昇率や春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料に基づくものである限り、これを合理的な根拠があるものとして尊重します。
- （4）価格交渉にあたっては、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、ホックグループの各社がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことをサプライヤーからの要請額の妥当性の判断に反映させることを旨として臨みます。
- （5）価格交渉にあたっては、必要に応じ、サプライヤーに対して価格転嫁に係る考え方を提案するなど、公正な交渉に努めます。
- （6）サプライヤーとの間で実施した価格交渉に関する協議の内容については記録を残し、サプライヤーとの間で共有します。

2024年3月22日

くじらい乳業株式会社

企業名

代表取締役社長 中尾 俊一

役職・氏名（代表権を有する者）